

【地域自主戦略交付金交付要綱（環境省）】

公布日：平成23年04月01日

環自総発第110401007号

地域自主戦略交付金交付要綱（環境省）

目 次

- 第1条 通則
 - 第2条 交付の目的
 - 第3条 交付対象事業
 - 第4条 事業費の算定基準
 - 第5条 交付額の算出方法
 - 第6条 交付申請手続
 - 第7条 変更交付申請手続
 - 第8条 交付決定
 - 第9条 申請の取下げ
 - 第10条 状況報告
 - 第11条 事業の中止又は廃止
 - 第12条 事業遅延の届出
 - 第13条 実績報告
 - 第14条 交付金の額の確定
 - 第15条 交付決定の取消
 - 第16条 財産の管理
 - 第17条 財産の処分の制限
 - 第18条 交付金調書
 - 第19条 その他
- 附則
- 第1条 施行期日
 - 第2条 経過措置

第1条 通則

地域自主戦略交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）に基づく地域自主戦略交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適化法施行令」という。）及びその他の法令のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

第2条 交付の目的

この交付金は、都道府県が行う自然環境整備及び環境保全施設整備に関する事業に対し、必要な経費を国が支援することにより、事業の推進を図ることを目的とする。

第3条 交付対象事業

この交付金は、以下に掲げる事業を交付対象とする。

一 自然環境整備に関する事業（長距離自然歩道整備事業）

環境省自然環境局長の定める長距離自然歩道整備計画（平成15年3月31日以前に環境大臣が定めたものを含む。）に基づく、国立公園及び国定公園の区域外における整備事業。

二 環境保全施設整備に関する事業（動物収容・譲渡対策施設整備事業）

家庭用動物又は展示動物として適性があると認められる犬及び猫について、可能な限り生存の機会を与えるための動物収容・譲渡対策施設の整備事業。

三 上記一及び二の整備事業の実施に必要な各種調査、測量、設計等に係る経費

及び事務費。

第4条 事業費の算定基準

1 この交付金の交付対象事業費の区分及び各費目の内容は、別表を適用する。

ただし、当該区分に係る実支出額が別表の算定基準による算定額より少ないときはその額とする。

なお、次の各号に掲げる工事の工事費については、別表の交付対象事業費の区分、算定基準及び内容によらないことができるものとする。

- 一 鋼材、大断面集成材等を用いた大型工作物の新設等、部材の工場製作を主体とする工事。
- 二 自然エネルギー発電設備、電気通信線路埋設等、電気設備の新設、改設等を主体とする工事。
- 三 給水設備、污水浄化処理設備等、機械設備の新設、改設等を主体とする工事。
- 四 動物収容・譲渡対策施設、休憩所、公衆トイレ等の建物の新設、増改築、大規模修繕等の建築を主体とする工事。
- 五 その他、別表に定める算定基準によることが、著しく不適當又は困難であると認められるもの。

2 前項により事業費を算出した結果、長距離自然歩道整備事業及び動物収容・譲渡対策施設整備事業の事業費の合計が10,000千円に満たない場合は、交付決定を行わないものとする。

第5条 交付額の算出方法

1 この交付金は、前条第1項により算出された事業費について、長距離自然歩道

整備事業にあつては100分の45を乗じて算出した額、動物収容・譲渡対策施設整備事業にあつては2分の1を乗じて算出した額を交付額とする。

- 2 この交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況に変更があつた場合、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度の交付額の算定において調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

なお、動物収容・譲渡対策施設整備事業においては、これを適用しない。

- 3 前項の規定による調整は、次年度の交付額から差額を控除することにより行う。

第6条 交付申請手続

この交付金の交付の申請は、様式1による交付金交付申請書を、別途指示する期日までに環境大臣に提出しなければならない。

第7条 変更交付申請手続

都道府県は、この交付金の交付決定後の事情の変更により交付額の変更を行う必要がある場合には、速やかに様式2による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

第8条 交付決定

環境大臣は、第6条の規定による交付申請書及び第7条の規定による変更交付申請書の提出があつたときは、審査のうえ、交付決定を行い、交付決定通知書を都道府県に送付するものとする。なお、環境大臣は、交付申請書及び変更交付申請書を

受理した日から起算して、原則として30日以内に交付の決定を行うものとする。

第9条 申請の取下げ

都道府県は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書において環境大臣が定めた期日までに、その理由を付した書面をもって、環境大臣に申し出なければならない。

第10条 状況報告

都道府県は、工事及び調査経過等事業の毎月の遂行状況について、様式3による状況報告書を翌月10日までに環境大臣に提出しなければならない。

第11条 事業の中止又は廃止

都道府県は、交付対象事業を中止し又は廃止する場合には、様式4による申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

第12条 事業遅延の届出

都道府県は、交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合においては、様式5により速やかに環境大臣に報告してその指示を受けなければならない。

ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ当初の完了予定期日（交付金の繰越があった場合は当該繰り越しを伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後2ヶ月以内である場合は、この限りではない。

第13条 実績報告

この交付金の事業実績報告は、事業が完了した日（第11条により交付対象事業の中止又は廃止について環境大臣の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに様式6による事業実績報告書を環境大臣に提出するものとする。

第14条 交付金の額の確定

環境大臣は、第13条の実績報告書を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県に通知する。

第15条 交付決定の取消

- 1 環境大臣は、次の一から三のいずれかに該当すると認められる場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 一 都道府県が適化法及び適化法施行令その他の法令又は本要綱に基づく環境大臣の処分若しくは指示に違反した場合。
 - 二 都道府県が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合。
 - 三 都道府県が、交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合。
- 2 環境大臣は、前項の規定による交付決定の取り消しをした場合において、その取り消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

第16条 財産の管理

都道府県は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該財産の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。

第17条 財産の処分の制限

- 1 取得財産のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、交付金対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他重要な財産とする。
- 2 適化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- 3 都道府県は、前項の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年6月9日付け環自総発第080609001号）に基づく承認を受けることなしに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

第18条 交付金調書

都道府県は、交付対象事業に係る歳入及び歳出を明らかにした様式7による「交付金調書」を作成し、当該歳入及び歳出について、証拠書類を整理し、かつ、当該交付金調書及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

第19条 その他

特別の事情によりこの交付要綱に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附則

第1条 施行期日

この要綱は、平成23年4月 日から施行する。

第2条 経過措置

平成22年度までに環境大臣あて提出された自然環境整備計画において、平成23年度実施事業として記載された事業については、事業の継続性を勘案し、平成23年度に限り、本要綱第4条第2項に掲げる事業費の採択基準によらないこととする。